

## ◎佐賀県条例第18号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(知事保存本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関等)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 知事が行う法第30条の13第1項の規定による知事保存本人確認情報（法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をから法<u>第7条第13号</u>に規定する住民票コードを除いたものをいう。以下この項において同じ。）の県内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信することによって行うものとする。</p>	<p>(知事保存本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関等)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 知事が行う法第30条の13第1項の規定による知事保存本人確認情報（法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をから法<u>第7条第8号</u>の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コードを除いたものをいう。以下この項において同じ。）の県内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信することによって行うものとする。</p>

別表第1（第2条関係）

県内の市町の執行機関	事務
佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表第1号の右欄に掲げる市町の長	略
全市町の長	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第17条に規定する過誤納金の還付に関する次に掲げる

県内の市町の執行機関	事務
佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表第1号の右欄に掲げる市町の長	略

改正前	改正後
<p>者の生存の事実又は氏名若しく は住所の確認</p> <p>ア　納税者、特別徴収義務者、 納税義務者又はこれらの第二 次納税義務者若しくは保証人 (以下この号及び次号におい て「納税者等」という。)</p> <p>イ　納税者等の相続人</p> <p>(2)　地方税法及び市町が同法第 3条第1項の規定により定める 条例に基づく市町村税（個人の 市町村民税と併せて賦課徴収す る個人の県民税を含む。）の賦 課又は徴収（当該市町村税に係 る延滞金、過少申告加算金、不 申告加算金、重加算金及び滞納 処分費に係る徴収を含む。）に 関する次に掲げる者の生存の事 実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア　納税者等</p> <p>イ　納税者等の相続人</p> <p>ウ　納税者等が有する財産上に 質権、抵当権、先取特権、留 置権、地上権、賃借権その他 の権利を有する者</p> <p>エ　納税者等が譲渡した財産で その譲渡により担保の目的と</p>	

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"> <u>なっているものの権利者</u>  <u>オ　納税者等が有する財産を占</u>  <u>有している第三者又は当該財</u>  <u>産を占有していると認めるに</u>  <u>足りる相当の理由がある第三</u>  <u>者</u>  <u>カ　納税者等に対し債権若しく</u>  <u>は債務があり、又は納税者若</u>  <u>しくは特別徴収義務者から財</u>  <u>産を取得したと認めるに足り</u>  <u>る相当の理由がある者</u> </p>	

#### 別表第2（第3条関係）

(1)～(10) 略

(11) 地方税法（次号において「法」という。）第17条に規定する過誤納金の還付に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

ア　納税者、特別徴収義務者、納税義務者又はこれらの第二次納税義務者若しくは保証人（以下この号及び次号において「納税者等」という。）

イ　納税者等の相続人

(12) 法、佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。次号において「条例」という。）及び佐賀県産業廃棄物税条例（平成16年佐賀県条例第30号）に基づく県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

#### 別表第2（第3条関係）

(1)～(10) 略

(11)から(13)まで 削除

改正前	改正後
<p>ア <u>納税者等</u></p> <p>イ <u>納税者等の相続人</u></p> <p>ウ <u>納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者</u></p> <p>エ <u>納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となつているものの権利者</u></p> <p>オ <u>納税者等が有する財産を占有している第三者又は当該財産を占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</u></p> <p>カ <u>納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者若しくは特別徴収義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</u></p> <p>(13) <u>条例第63条の2第4項の申告（同条第2項の適用があるべき旨の申告に限る。）の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答</u></p> <p>(14)～(16) 略</p>	(14)～(16) 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。